

第24号議案

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

島根県公益認定等審議会条例（平成20年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「において」を「及び法人を所管するそれぞれの部（知事以外の執行機関にあっては、当該執行機関の事務をつかさどる組織）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総務部は、審議会の庶務を総括する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。